

# 校 内 規 定

新見市立哲多中学校

## 【教職員の行動指針】

**本校職員は、次の各項目に従い、法令や規則を遵守しつつ、本校の使命の実現を目指し、生徒・保護者はもとより、地域社会の期待と信頼に応えるよう努めなければならない。**

- 1 人権の尊重、体罰の禁止及びハラスメントの防止
  - ① すべての人々の人権を尊重し、差別や偏見による発言や行為を行わない。
  - ② 生徒に対する体罰を禁止する。
  - ③ 相手の人格を傷つけたり不快な思いをさせたり、また嫌がらせにつながる、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの発言や行為を行わない。  
(対生徒、対教職員とも同様である)
  
- 2 望ましい人間関係に基づく生徒指導の推進
  - ① すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒一人ひとりの不安や悩みの解消に真摯に取り組む。
  - ② 教育相談を定期的実施する。実施にあたっては、場所と時間を明示して適切に行うものとする。(落ち着いた場所で、生徒の話をしっかり聞く)
  - ③ 問題行動等に関する情報収集を行う場合は、原則として複数の教職員で対応する。(威圧的な言動は厳に慎み、生徒の言葉をしっかり受け止めながら指導を行う。)
  
- 3 生徒のけが、病気等への適切な対応
  - ① 校内における生徒のけが、事故が発生した場合は、「非常変災対策計画」に則り適切に対応する。(状況の把握、連絡体制の確保、傷病者の搬送等)
  - ② 在校中に生徒の体調に異変が生じた場合には、状況を的確に把握し、必要に応じて家庭連絡を行う。(学校での学習が困難な時には生徒の迎えを家庭に依頼する。)
  
- 4 情報管理と個人情報保護の徹底
  - ① 作成または取得した学校文書は、諸法令等に基づき、学校の説明責任を果たすため保存期間等を設定し適正に管理する。
  - ② 保存期間が満了した場合には、定められた手続きに則り適正に廃棄等を行う。
  - ③ 個人情報は、利用目的を明示し、個人の上承を得て取得する。また、取得した個人情報は、利用目的以外に利用及び外部提供しない。外部機関等への個人提供

にあたっては、生徒及び保護者の同意を得なければならない。

- ④ 「学校における情報管理運営規程」に基づき、個人情報 を適正に管理する。また、保有する個人情報の複製、送信及び記録媒体等の外部への持ち出しは、必ず管理責任者（校長）の許可を受ける。

## 5 学校徴収金等の適正な取り扱い

- ① 学校徴収金（教育活動の必要性から学校が保護者から徴収する経費）の適正かつ効率的な執行及び管理に努める。
- ② 会計ごとに学校徴収金取扱担当者を定め、会計処理手続き並びに出納を適正に行う。学校徴収金の取り扱いにあたっては、「予算書及び決算書の作成」「出納簿等の整理及び保管」を行う。
- ③ 会計の管理監督者（校長）は、学校徴収金の収支にかかる現金出納簿、請求書及び領収書等について、収支状況の照合及び内容の確認を行う。
- ④ 学校徴収金の使途、徴収金額、徴収方法等必要な事項について、保護者に周知する。

## 6 交通事故や交通違反の防止

- ① 交通法規を遵守し、常に細心の注意と緊張感をもって車等の運転をするよう心がける。
  - ア 制限速度を守り、適切な車間距離を取る。
  - イ 無理な割り込みや追い越しをしない。
  - ウ 運転中は携帯電話やスマートフォン等を使用しない。
  - エ 早めの合図、ライトの点灯を心がける。
- ② 万一、事故に遭遇した場合の対応
  - ア 被害者がいる場合は、生命 safety の確保を最優先する。救護措置や事後対応は誠意ある態度で適切に行う。
  - イ すぐに警察に連絡し現場検証を受ける。また、管理職に報告する。
  - ウ 次の事項を確認し現場報告書を作成する。  
(日時、場所、事故状況、現場見取り図、検証状況、示談内容、相手側の氏名・住所・氏名・車種・被害の程度・気象及び道路状況等)
- ③ 飲酒運転及び酒気帯び運転の撲滅
  - ア 飲酒をした場合は、量の多少に関わらず、いかなる場合でも絶対に自動車を運転しない。
  - イ 飲酒の予定がある場合は行き帰りの交通手段等について職場で確認し合い、日頃から意識の高揚を図る。
  - ウ 飲酒の翌日もアルコール分が体内に残ることを想定し、可能性がある場合は自動車の運転をしない。

## 7 その他

- ① 保護者、生徒との連絡を行う場合、次の点を遵守する。
  - ア 保護者への連絡は、緊急連絡票に記載されている連絡先とする。保護者との私的なやり取りに発展する可能性のあるメール、LINE等を使っての連絡はしない。
  - イ 生徒の携帯番号、メールアドレスの取得、LINE等を使っての個人的なやり取りはしない。生徒への連絡は自宅への連絡を原則とする。
- ② 生徒の送迎は保護者に依頼する。緊急かつやむを得ない場合については、所定の手続きにより必ず許可を得る。
- ③ 教育公務員としての自覚を持ち、過度の遊興にふけったり、ギャンブルにのめり込んだりしない。
- ④ 選挙運動に関する違法行為など、公務員の政治的行為の制限に抵触する恐れのある言動を決して行わない。
- ⑤ 営利を目的とした商品の販売に携わらない。

**常に誰かが見えています**

**「自分だけは大丈夫」はありません**

**哲多中学校からは絶対に不祥事を出さないという強い覚悟をもって、日々の仕事を進めていきましょう。**